



News Release

2026 年 9 月 17 日

各 位

株式会社 東北銀行

当座勘定規定等の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた、「手形・小切手の最終振出期限の設定」等の実施に伴い、「当座勘定規定」およびその他の各種規定を改定いたします。

なお、本規定は既に該当のお取引をご利用のお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 当座勘定規定（個人当座用）
- (3) 当座勘定規定（専用約束手形用）
- (4) 普通預金、貯蓄預金、納税準備預金規定
- (5) 代金取立規定

2. 改定内容

詳細は、別紙「新旧一覧表」をご参照ください。

3. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

以上



東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

Kiki & Lala リトルツインスターズはとうぎんのイメージキャラクターです。©2023 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO. L644645

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：千田）

TEL：019-623-1975

●当座勘定規定（一般当座用）

※下線部分が改定箇所となります。

改 定 前	改 定 後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形、小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ<u>2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>

第 19 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第 19 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>
小切手用法 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。	小切手用法 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
約束手形用法 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	約束手形用法 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
為替手形用法 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	為替手形用法 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

●当座勘定規定（個人当座用）

改 定 前	改 定 後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振り出した小切手についても、この当座勘定から支払います。	第7条（小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振り出した小切手についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手を振出す場合には当行が交付した用紙を使用してください。	第8条（小切手用紙） （1）当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>
第9条（手数料） 前条の小切手用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。	（削除） 以降項番繰下げ
第14条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。
第19条（振出日記載もれの小切手） （1）小切手を振出す場合には、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手に振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第18条（振出日記載もれの小切手） （1）小切手を振出す場合には、小切手要件を記載してください。もし、小切手に振出日の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第20条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認して下さい。<u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おき下さい。</u>	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認して<u>ください</u>。先日付の小切手でも呈示をうければ支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
---	--

●当座勘定規定（専用約束手形用）

改 定 前	改 定 後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（手形の支払） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払いいたします。その他の手形、小切手の支払はしません。	第7条（手形の支払） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払いいたします。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第8条（手形用紙） （1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。	第8条（手形用紙） （1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>
第9条（手数料） 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。	（削除） 以降項番繰上げ
第16条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第15条（振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

●普通預金・貯蓄預金・納税準備預金規定

改 定 前	改 定 後
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

●代金取立規定

改 定 前	改 定 後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れできないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>
6. (取立代金の入金) (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。	6. (取立代金の入金) (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。<u>なお、2027年4月1日以降を期日とする手形等について、期日管理が必要な代金取立の受付は行いません。</u>